

定款細則

平成4年4月1日制定
平成11年9月28日一部変更
平成25年4月1日改定
平成25年9月29日一部改定
平成29年10月15日一部改定

(会費, 入会金)

第1条 定款第7条による会費、入会金は次のとおりにする。

- (1) 正会員及び個人賛助会員については年額8,000円とし、入会金2,000円とする。
- (2) 団体賛助会員は年額1口20,000円とする。

(会費納入期)

第2条 会費の納入期は、次のとおりとする。

- (1) 新入会者は、入会手続きと同時に入会金及び、その年度の会費を納入するものとする。
- (2) 正会員及び個人賛助会員は年度開始前に、その年度の会費を納入するものとする。
- (3) 団体賛助会員は入会と同時に、その年度の会費を納入するものとする。

(会員外の理事・監事の報酬)

第3条 会員外の理事及び監事に対する報酬は、会計監査に含む諸経費は20,000円とし、また総会及び理事会毎に5,000円とする。尚、交通費は記載する金額に含まれることとする。

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、総会の議決による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

組織運営規程

平成4年4月1日制定
平成11年9月28日一部変更
平成16年4月1日一部変更
平成17年7月10日一部変更
平成25年4月1日改定

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）の組織及び運営に関しは、定款及び細則によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員

(理事の定数)

第2条 理事の定数は12名以上18名以内とする。

第3条 監事の定数は2名以内とする。

第3章 委員会

(委員会)

第4条 この会の組織運営のため、次の委員会を置く。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 専門委員会

第5条 選挙管理委員会は、選挙管理規程の定めるところによる。

(専門委員会)

第6条 専門委員会は会長の諮問事項を調査しその結果を会長に答申する。

- 2 委員の定数は理事会で決める。
- 3 委員長、委員は会長が委嘱する。

第4章 部局と運営

(部局)

第7条 この会には次の部局を置き、部局には、それぞれ当該各号に定める部門を置く。

- (1) 財務組織部 会計、組織
- (2) 学術部 学術、精度管理、編集
- (3) 渉外調査部 渉外、調査、企画事業
- (4) 事務局 庶務

(庶務)

第8条 庶務においては次の事務を行う。

- (1) 定款、細則および諸規程に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 文書の接受発行に関すること。
- (4) 会議並びに議事録に関すること。
- (5) 事務所の管理に関すること。
- (6) 前各号にあげるもののほか、他の主管に属さないもの。

(会計)

第9条 会計においては、次の事務を行う。

- (1) 会計簿の作成および保持に関すること。
- (2) 現金の保管出納に関すること。
- (3) 財政の確立に関すること。
- (4) 年度収支予算の編成に関すること。
- (5) 収支決算書の作成に関すること。
- (6) 物品に関すること。
- (7) 会務執行に必要な借入金に関すること。

- (8) 暫定予算に関すること。
- (9) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会との会計事務に関すること。
- (10) その他会計に関すること。

(組 織)

第10条 組織においては、次の事務を行う。

- (1) 組織強化に関すること。
- (2) 会の事業に関すること。
- (3) その他組織調査に関すること。

(学 術)

第11条 学術においては、次の事務を行う。

- (1) 検査研究部門に関しては別に定める。
- (2) 学術研究、疫学調査に関すること。
- (3) 講習会、研修会に関すること。
- (4) 医学検査学会開催及び運営に関すること。
- (5) 他の学会との連携に関すること。
- (6) 生涯教育事業に関すること。
- (7) その他学術に関すること。

(精 度 管 理)

第12条 精度管理においては、次の事務を行う。

- (1) 関係各種精度管理に関すること。
- (2) 臨床検査データ標準化に関すること。
- (3) 精度管理調査報告に関すること。

(編 集)

第13条 編集においては、次の事務を行う。

- (1) 機関誌「けんさしつ」の編集及び発行に関すること。
- (2) その他機関誌に関すること。

(渉 外)

第14条 渉外においては、次の事務を行う。

- (1) 啓発宣伝に関すること。
- (2) 待遇改善に関すること。
- (3) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 養成機関に関すること。
- (5) 法規に関すること。
- (6) その他渉外に関すること。

(調 査)

第15条 調査においては、次の事務を行う。

- (1) 検査室の動態に関すること。
- (2) その他調査に関すること。

(企 画 事 業)

第16条 企画事業においては、次の事務を行う。

- (1) 地域保健医療の協力に関すること。

- (2) 検査展に関すること。
- (3) がん撲滅事業に関すること。
- (4) 他医療団体との連絡調整による事業に関すること。

(副 会 長)

第 17 条 副会長は会務全般について会長を補佐する。

- 2 副会長は担当部門について会務を掌握する。

(部 長)

第 18 条 各部に部長を置き担当部を主管する。

- 2 部長は会長が任命する。

(理 事)

第 19 条 前条以外の理事は部局の業務を行う。

(事 務 局)

第 20 条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局長は事務局を統轄する。
- 3 事務局長は会長が任命する。

(事 務 所)

第 21 条 この会に一般社団法人日本臨床衛生検査技師会及び関連団体との連絡窓口として事務所を設け、次の業務を行う。

- (1) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会及び関連団体よりの文書の授受発行に関すること。
- (2) 同文書の整理保管に関すること。
- (3) 事務局との連絡に関すること。
- (4) その他事務所に関すること。
- 2 連絡責任者は事務局長とする。

第 5 章 表彰及び慶弔

(表 彰)

第 22 条 他の会員の模範となる業績がある場合、又は本会に対して著しい貢献がある場合には会員を表彰することができる。

- 2 表彰については別に定める表彰規程による。

(慶 弔)

第 23 条 会員の慶弔については別に定める。

第 6 章 補 則

(規程の変更)

第 24 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

総 会 規 程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日改定

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）の総会運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(司会者及び議長の選出)

第2条 司会者は、会長が指名し議長決定までの会議の責任を持つものとする。

2 司会者は、仮議長となって出席した正会員の中から議長を選出するものとする。

3 議長は総会出席正会員の中から1名もしくは2名とする。

(議長の権限)

第3条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(総会の出席及び委任)

第4条 総会に出席する正会員は、会場の受付にて会員証の呈示等その資格を明らかにしなければならない。

2 正会員が総会に出席できない場合には、委任状を提出しなければならない。

3 委任状は出席とみなす。

(資格審査委員会)

第5条 議長は、出席者の資格を審議するため、資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会の委員は、総会に出席する正会員の中から3名と理事2名を理事会において選出する。

3 資格審査委員長は委員の互選とする。

(資格審査結果の報告)

第6条 資格審査委員会は、資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(議事運営委員会)

第7条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会の委員は、資格審査委員が兼ねることができる。

3 議事運営委員長は委員の互選とする。

(議 事 運 営)

第8条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

(1) 議事日程の時間の割り振りと変更。

(2) 会議混乱時の収拾、その他事故ある場合の措置。

(3) 提出議案及び出席正会員からの議案提出に関する措置。

(4) その他議事運営に必要な事項。

(書 記)

第9条 議長は、会議の議事を記録するため、書記2名を任命しなければならない。

(議事録署名人)

第10条 議長は、総会の議事録に署名する議事録署名人2名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第 11 条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たない時は、休憩又は散会或いは延会を宣言することができる。

2 議長は、案件を議題とする時はその旨を宣言する。

(発 言 者)

第 12 条 会議で発言する場合は、議長に通告しその指名を受けなければならない。議長から指名を受けた時は発言に先立ち、所属施設、氏名を明確にして発言する。

2 賛助会員は、理事会の承認により総会に出席して意見を述べることができる。

(議案提出及び動議)

第 13 条 総会に提出する場合は次による。

(1) 提案趣旨を総会の日の 20 日前までに、事務局長まで会員部数送付する。

(2) 修正動議は、要旨を総会出席部数作成し、議事運営委員会を通じ議長に提出しなければならない。

(3) 緊急の事情により総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員会に提出しなければならない。

(4) 予算の修正に関わるものについては、理由及び必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(採 決)

第 14 条 採決を行う時、議長はその表決に付する問題を宣言しなければならない。

第 15 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決された時は原案について採決しなければならない。

第 16 条 採決は次の方法により、議長がこれを決める。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 起立

(4) 無記名投票

第 17 条 書面による表決、及び代理人を定めた委任状は表決権を有する。

第 18 条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

補 則

第 19 条 この規程で定められていない必要事項は、会長が理事会の承認を得て、総会議案書とともに指示するものとする。

第 20 条 この規程に違反し議長の注意に従わない者は、発言の停止或いは退場させることができる。

第 21 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

役員選挙管理及び役員推薦規程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日改定

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）定款第13条及び組織運営規程第4条の規程に基づき、本会の理事又は監事（以下、「役員」という）の選任に関する事項を定める。

第2章 組 織

(委 員 会)

第2条 前条の事業を円滑に行うため、選挙管理委員会（以下、「委員会」）を置く。

2 前項の委員会の委員は、理事会において役員を除く正会員より選出し会長が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 この委員会の定数は正会員5名とし任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合は理事会で補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議と運営

(委員会の構成及び開催)

第4条 委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

2 委員長は委員を代表し、役員の選出に関する業務を統括する。

3 委員長は委員会を招集する。

4 委員会は、半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 委員の代理は認めない。

6 委員は役員に立候補することができない。

7 委員は知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 役員選挙の告示
- (2) 役員の候補者届出の受理、資格審査及び告示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 総会に選挙結果を報告
- (5) その他、選挙管理に必要な事項

第4章 役員候補者の選挙管理と投票及び推薦

(役員候補者の選出)

第6条 役員は立候補制とし、立候補届出期限を過ぎても候補者数が定款第12条に定める役員の定数に満たないときは、理事会において役員候補者を推薦するものとする。

(選挙の公示及び告示)

第7条 委員会は、定期総会の60日以前までに立候補受付の公示を行い、立候補者は公示日より10日以内に別に定める様式により委員会に立候補を届けなければならない。委員会は、役員候補者となった者の名簿を作成し、定時総会の30日以前までに会員宛てに告示し、開票より15日以内に結果を公表しなければならない。なお、異議申し立てについては公表日より7日以内とする。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、総会前に選挙を実施するか又は定数を超えない時は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席した総会において出席した正会員の議決権の過半数の同意でこれを行い、可否同数のときは議長が決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 役員候補者の合計数が定款第12条に定める定数を上回る場合には、総会の決議により過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。ただし、定数を超えない時は、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括決議することを、出席した正会員に諮り、それに異議のない等のときは、候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。
- 4 決議は次のいずれかの方法による。
 - (1) 挙手
 - (2) 起立
 - (3) 記名式投票

(役員欠員補充)

- 第9条 役員に欠員が生じ、後任者の選任を行う場合は、理事会で承認し総会の決議を経なければならない。
- 2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その役員としての権利義務を有する。
 - 4 選任の方法は前条の規定によることとする。

第5章 補 則

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

第6章 附 則

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

表彰（賞・罰）規程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日一部改訂

第1章 総 則

（総 則）

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）定款、定款細則、組織運営規程に基づき、表彰（賞・罰）及び表彰推薦に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰（賞・罰）区分）

第2条 この規程に基づく表彰（賞・罰）及び表彰推薦は、次の各号とする。

賞1 名誉会員

2 功労者及び学術業績者

3 永年職務精励者

4 特別表彰

5 その他

罰1 会員除名

2 役員解任

3 その他

表彰推薦

1 叙勲等

2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）関係

3 その他

（審 査）

第3条 表彰の審査は、理事会で行う。

第2章 名 誉 会 員

（推 薦）

第4条 名誉会員候補者については、会長が理事会に諮り、その推薦に基づき総会の承認を得る。

（推 薦 基 準）

第5条 名誉会員推薦基準は、原則として、この規程第7条の功労者表彰該当者の中から選考する。

（処 遇）

第6条 会長は名誉会員に対して、ふさわしい処遇につとめるものとする。

第3章 功労者及び学術業績者等

（表 彰 基 準）

第7条 功労者及び学術業績者等（賞2～賞5項）についての表彰基準は次の各号による。

1 功労者はこの会の発展に顕著な功績があった者で別表2に該当する者

2 学術業績者はこの会の名声を高揚する研究、発明考案、著者発行等を行った者で、別表3に該当する者

及び団体

- 3 永年職務精励者は、この会に入会后、引続き 30 年以上在籍し、満 51 歳以上に達した者で、別表 4 に該当する者
- 4 特別表彰は前各号の他、この会の名声を高揚することで、別表 5 に該当する者及び団体

第 4 章 表彰及び表彰推薦

(表 彰)

第 8 条 表彰の場及び時期については、次の区分による。

- 1 名誉会員・功労者・学術業績者・永年職務精励者・特別表彰者は定時総会で行う。

第 9 条 表彰は、表彰状を授与し、副賞を添えて行うものとする。

第 5 章 補 則

(取り扱いの特例)

第 10 条 この規程により処理できない事項については理事会で処遇する。

(規程の変更)

第 11 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 名誉会員推薦基準

- 1 年齢 60 歳以上
- 2 役員歴通算 15 年以上（「会」役員及び「日臨技」役員を含む）
- 3 会員歴 30 年以上

別表 2 功労者表彰基準

- 1 会員歴 20 年以上
- 2 年齢 45 歳以上
- 3 「日臨技」役員経歴者
- 4 「会」役員経歴者
- 5 3、4 の役員経歴は併せて 15 年以上
- 6 役員とは会長より役員委嘱状を受けた者

別表 3 学術業績者表彰基準

- 1 「会」の名声を高揚する研究、発明考案、著者発行等を行った者
- 2 「会」の研究班並びに後進の指導に 5 年以上従事している者で、顕著な功労があると理事会で認められた者
- 3 会員歴 3 年以上
- 4 年齢は問わない

別表 4 永年職務精励者表彰基準

- 1 会員歴 30 年以上（職務により他都道府県に在籍した期間も、「日臨技」会費を納入した者は含むが、「会」在籍期間が 15 年未満は除く）
- 2 年齢 51 歳以上

別表5 特別表彰基準

- 1 理事会で特に表彰を必要と認めた者
- 2 会員歴・年齢は問わない
- 3 「会」に顕著な功績のあった賛助会員

慶 弔 規 程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日改定

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）組織運営規程に基づき慶弔について定める。

(慶弔適用の基準)

第2条 この会の会員及び顧問で次の各号に該当する者に本規程を適用する。

弔 の 部

- | | | |
|-------------------|-----|----------|
| 1) 役員の死亡 | 花 輪 | 10,000 円 |
| | 香 典 | 10,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 2) 会員の死亡 | 花 輪 | 10,000 円 |
| | 香 典 | 5,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 3) 役員の配偶者、子供、両親 | 花 輪 | 10,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 4) 会員の配偶者、子供、両親 | 弔 電 | 打 電 |
| 5) 顧問の死亡 | 花 輪 | 10,000 円 |
| | 香 典 | 10,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 6) 名誉会員の死亡 | 香 典 | 10,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 7) 顧問の配偶者、子供、両親 | 花 輪 | 10,000 円 |
| | 弔 電 | 打 電 |
| 8) 名誉会員の配偶者、子供、両親 | 弔 電 | 打 電 |

2 関係団体の参加する慶弔には、会長が必要と認めた時に限り参加する。

3 会員の慶儀及び見舞いには理事会により決定する。

第3条 この規程に従って慶弔金品に対し、返礼を一切してはならない。

(実施細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り決定する。

(規程の変更)

第5条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

旅 費 規 程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）組織運営規程に基づき、会の役職員その他の者が、会務のため行動する場合に支給する旅費に関し必要な事項について定める。

（行動の順路及び日数）

第2条 旅費は、順路により計算する。ただし止むを得ない事由で順路により行動することができなかつた場合には、現に通過した経路による。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、自家用車賃、行動費、宿泊料及び食卓料、車中泊料とする。

- (1) 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (4) 自家用車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- (5) 行動費は、県外への旅行の場合に、1単位（4時間当たり）の定額により支給する。
ただし、3単位を超えない範囲とする。
- (6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- (7) 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- (8) 車中泊料は、県外への旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

2 前項の支出額は別表旅費支給基準による。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第5条 行動を必要とする時は、用件、出張先、出発帰着月日、旅行者氏名を記載し会計を経て会長の承認を得なければならない。

2 出張者は帰着後10日以内に旅費を請求するものとする。

(旅費の制限)

第6条 旅費の限度額は100,000円とする。

2 会長は、時宜により旅費の一部若しくは全部を支給しないことがある。

(取り扱いの特例)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規程に関する内規を別に定める。
- 2 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

旅費規程内規（県外用）

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

(総 則)

第1条 この内規は、県外の旅費規程の運用に関し、その細部を規程することを目的とする。

(鉄 道 賃)

第2条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）と時宜により、普通急行料金、特別急行料金及び新幹線料金を含めることができる。ただし概ね100km以上を原則とする。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、特別急行料金
- (4) 新幹線料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、新幹線特別料金

(寝台料金、車中泊料)

第3条 寝台料金はB寝台に限り支給することができる。

- 2 車中泊料は寝台料金を支給しない場合に限り規定額を支給する。

(船 賃)

第4条 船賃は2等運賃に限り支給することができる。

(航 空 運 賃)

第5条 航空運賃は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1) 旅行の片道が概ね800km以上の時
- 2) 緊急を要する時
- 3) 航空機の利用によって、本来宿泊すべき行動の宿泊費が不要である時
- 4) 会長が特に認めた時

(航空機の利用に伴う経費)

第6条 航空機を利用した場合における支給額は、旅費規程第3条第2項に定めるものの他次の各号によるものとする。

- 1) 往復利用の場合は、往復割引運賃で計算する。
- 2) 市内、空港間の交通費は、原則として連絡（専用）バス賃とする。

(行動費の制限)

第7条 宿泊（車中泊）を伴う行動の午後10時から翌朝6時までは、行動費は支給しないものとする。

（内規の変更）

第8条 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

旅費規程内規（県内用）

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成20年3月23日一部変更

（総 則）

第1条 この内規は、県内の旅費規程の運用に関し、その細部を規程することを目的とする。

（交 通 費）

第2条 交通費は原則として鉄道賃をもって支給する。ただし特別の場合はその限りではない。

- 2 自家用車賃は行動に要した実施距離を鉄道賃（幹線の普通運賃）に置き換えて、交通費を支給することができる。
- 3 交通費の支給は平日は勤務先、休日は自宅の最寄りの駅を起点とする。

（タクシー料金）

第3条 タクシー料金は、次の各号の一に該当し、その領収書の添付がある場合に限り支給することができる。

- 1) 路線バス、電車の運行時間外の時
- 2) 緊急を要する時
- 3) 多量の携行品を所持している時
- 4) 路線バス、電車等の利用が困難な時
- 5) 複数人の利用等により、バス及び電車賃の額を超えない時
- 6) 会長が特に認めた時

（食 卓 料）

第4条 行動が次の各号の一に該当する場合は食卓料を支給することができる。

- 1) 午前から午後に及ぶ場合
- 2) 午後5時以降午後8時を超える場合
- 3) 宿泊を伴う場合は県外基準を支給する。

（行 動 費）

第5条 行動費は原則として支給しない。

（内規の変更）

第6条 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

別表1 旅費支給基準

	県 外	県 内
鉄道賃 1. 船賃・航空賃 自家用車賃	原則として運賃実費（グリーンを除く） 行動に要した実質距離を鉄道賃（幹線の普通運賃）に 置き換えて旅費を支給する（別表2に準ずる）	
2. 行動費	4時間までを1単位とし 300円とする	支給しない
3. 食卓料	朝食、昼食各800円 夕食 1,200円とする	800円以内の実費とする
4. 宿泊料	1泊8,000円以内の実費とする	
5. 車中泊料	1泊4,000円とする	支給しない

- 備考
1. 行動費は1日3単位を超えないこと。
 2. 領収書添付なき宿泊料は4,000円とする。
 3. 自家用車賃は県内に適用とする。

別表2 自家用車賃算定基準

営業キロ km	片道運賃	営業キロ km	片道運賃	営業キロ km	片道運賃
0 ~ 1.5	0円	31.0 ~ 35.9	560円	91.0 ~ 100.9	1,590円
1.6 ~ 3.9	140円	36.0 ~ 40.9	640円	101.0 ~ 120.9	1,850円
4.0 ~ 6.9	180円	41.0 ~ 45.9	720円	121.0 ~ 140.9	2,160円
7.0 ~ 10.9	190円	46.0 ~ 50.9	800円	141.0 ~ 160.9	2,470円
11.0 ~ 15.9	230円	51.0 ~ 60.9	930円	161.0 ~ 180.9	2,880円
16.0 ~ 20.9	310円	61.0 ~ 70.9	1,090円	181.0 ~ 200.9	3,190円
21.0 ~ 25.9	390円	71.0 ~ 80.9	1,260円	201.0 ~ 220.9	3,500円
26.0 ~ 30.9	470円	81.0 ~ 90.9	1,420円	221.0 ~	3,810円

- 備考
1. 料金改定の都度変更できる。

会計事務取扱規程

平成4年4月1日制定
平成11年9月28日一部変更
平成17年7月10日一部変更
平成25年4月1日改定

（総 則）

第1条 一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）の会計事務の取り扱いについては、定款及び細則の規程による他この規程の定めるところによる。

（予算の目的外使用禁止）

第2条 支出予算について各項に定める目的外に使用することはできない。

（予算の移用及び流用）

第3条 支出予算の経費の金額について各款の間においては、これを移用することはできない。ただし、予算

の執行上必要に基づき、あらかじめ理事会に議決を経た場合に限り、総会の承認を経て移用することができる。

2 各項の経費の金額については理事会の議決を経なければ各項の間においては、これを移用することができない。

3 各目の経費の金額については、理事会に諮り各目の間においてこれを移用することができる。

(予備費)

第4条 予見しがたい予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

2 予備費の使用を認める時、理事会の承諾を受けて行うものとする。

(備品等)

第5条 備品は、繰り返し使用できる物品をいい、備品台帳に基づいて管理しなければならない。

2 購入金額が1件5万円以上の備品等の購入は、理事会の承認を得なければならない。

3 備品は、使用に耐えられなくなった場合、及び減価償却期限を超え、かつ将来にわたり使用する見込みがないと判断された場合には、理事会の承認を経て廃棄処分にすることができる。

(特別会計)

第6条 この会に、特に運営上必要と認める時は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(現金の取り扱い)

第7条 現金は、常時必要最小限度のものを除き、確実な金融機関に預金しなければならない。

(現金取り扱い者の代償責任)

第8条 現金取り扱い者が、その保管にかかる現金を紛失した場合において、善良な管理者の注意を怠った時は、弁償の責を免れることはできない。

(会費減免の特例)

第9条 会長は、次の各号に該当する時、理事会の承認を経て会費を減免することができる。

1) 名誉会員

2) 6か月以上の病期等で療養を必要とする場合

3) 震災等により被災し、日常生活に支障を来した場合

2 前項第2号の規程に該当する時は、本人又はそれに代わる者が診断書を添えて会長に届け出るものとする。

(財務組織部長)

第10条 財務組織部長は、会長の命を受けこの会の資産を管理し、予算の執行に当たるものとする。

2 財務組織部長は、資産状況及び予算執行状況を随時会長に報告しなければならない。

(会計担当理事)

第11条 会計担当理事は、次に掲げる帳簿を備え、経理を明らかにし、経営状況を理事会に報告しなければならない。

1) 現金出納簿

2) 仕訳帳

3) その他必要な補助簿

(帳簿、書類の保存期間)

第12条 会計に関する帳簿及び証書類、その他の書類の保存期間は別表に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

会費免除基準

- 1 6か月以上1か年未満の療養を必要とする場合
翌年度会費年額の1/2免除
- 2 1か年以上3か年未満の療養を必要とする場合
翌年度会費年額の全額免除

細 則

第1条 旅費の支出については旅費規程による。

第2条 慶弔費の支出は次の各号に該当するものとする。

- 1) 関連団体祝事等
- 2) 個人会員の死亡退会
- 3) その他必要と認められた時

(細則の変更)

第3条 この細則は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

別表 会計関係帳簿保存期間一覧表

期 間	項 目	備 考
永年	備品台帳 予算（案）及び決算報告書 その他会長が必要と認めるもの	
10年	資産台帳 負債台帳 収支予算書 会計帳簿及び計算書類 その他会長が必要と認めるもの	
5年	契約書 その他会長が必要と認めるもの	
3年	収支伺い、支出伺伝票 会費収納台帳 その他会長が必要と認めるもの	

事務局運営規程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日改定

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）の定款及び組織運営規程に基づき、事務局の運営について定める。

第2条 事務局備え付け簿冊は、次のとおりとし事務局長が管理する。

- | | | |
|----|-----------------------------|---------|
| 1 | 法人登記関係書類 | (永久保存) |
| 2 | 定款・諸規定の制定、改廃関係書類 | (永久保存) |
| 3 | 総会・理事会の議事録及びこれに付随する資料で重要なもの | (永久保存) |
| 4 | 各種委員会の答申書 | (永久保存) |
| 5 | 役員名簿及び履歴書 | (永久保存) |
| 6 | 会員名簿 | (永久保存) |
| 7 | 入会申込書 | (5年間保存) |
| 8 | 賛助会員名簿 | (5年間保存) |
| 9 | 選挙管理委員会発書類 | (5年間保存) |
| 10 | 各種契約書 | (5年間保存) |
| 11 | 事業報告書 | (5年間保存) |
| 12 | 収支報告書 | (5年間保存) |
| 13 | 正味財産増減計画書 | (5年間保存) |
| 14 | 貸借対照表 | (5年間保存) |
| 15 | 財産目録 | (5年間保存) |
| 16 | 発翰綴 | (3年間保存) |
| 17 | 来翰綴 | (3年間保存) |
| 18 | 事業計画書 | (1年間保存) |
| 19 | 収支予算書 | (1年間保存) |
| 20 | 会誌「けんさしつ」 | (永久保存) |
| 21 | 日臨技会員異動連絡簿 | (3年間保存) |
| 22 | その他各担当部門が必要と認めたもの | (3年間保存) |

第3条 事務局備え付け印鑑類は、次のとおりとする。

- 1 「法人」 公印
- 2 選挙管理委員会印

第4条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

検査研究部門運営規程

平成4年4月1日制定
平成11年9月28日一部変更
平成16年4月1日一部変更
平成17年7月10日一部変更
平成25年4月1日改定

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会定款及び組織運営規程に基づき、検査研究部門の運営について定める。

(目 的)

第2条 検査研究部門は、それぞれの部門、領域の研究開発及び啓発普及活動を推進し、医療並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 検査の標準化、検査法に関すること。
- 2 学術研究、疫学調査に関すること。
- 3 検査精度管理に関すること。
- 4 医学検査の開発、改善に関すること。
- 5 講習会、研修会の開催に関すること。
- 6 専門学会との連携に関すること。
- 7 臨床検査学の確立に関すること。
- 8 部門および担当分野の運営に関すること。
- 9 その他、目的達成のための事業に関すること。

(組 織)

第4条 前条の事業を行うために、「別表1」の検査研究部門を設ける。

(構 成 員)

第5条 検査研究部門運営のため、次の構成員を置く。

- 1 部門長 部門ごとに1名
- 2 部門員 部門ごとに若干名

(部門長の選出)

第6条 部門長の選出は、部門ごとに部門員から互選し、学術部長が理事会に提出し承認を得る。

(構成員の任期)

第7条 構成員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 部門長、部門員に欠員が生じた場合は学術部が推薦し、理事会の承認を得るものとする。この場合は、前任者の残任期間とする。

(学術担当者会議)

第8条 学術事業を推進するため学術担当者会議をおき、次の構成員を置く。

- 1 学術部長
- 2 学術担当理事
- 3 精度管理委員長

4 編集委員長

5 部門長

第9条 学術担当者会議は、学術部長が議長となり、年1回以上開催し次の事項を協議決定する。

1 学術部の方向性に関すること。

2 学術部の事業全般に関すること。

3 その他、学術事業に関すること。

(部門会議)

第10条 部門の事業を推進するため部門会議をおき、次の構成員を置く。

1 部門長

2 部門員

第11条 部門会議は、部門長が議長となり、年1回以上開催し次の事項を協議決定する。

1 年度事業の計画と予算に関すること。

2 年度事業の報告と決算に関すること。

3 その他、部門活動に関すること。

(取り扱いの特例)

第12条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

(細則の変更)

第13条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

別表1 検査研究部門

部 門	担 当 領 域
I. 生物化学分析部門	臨床化学、免疫、遺伝子
II. 生理機能検査部門	神経機能、循環機能、呼吸機能、画像、平衡感覚機能
III. 形態検査部門	細胞、病理、一般検査、血液、染色体
IV. 感染制御部門	微生物、ウイルス、寄生虫、疫学
V. 移植検査部門	輸血、移植、生殖医療
VI. 総合管理部門	管理運営、精度管理(機器・試薬)、安全管理、情報管理

鳥取県医学検査学会運営規程

平成4年4月1日制定

平成11年9月28日一部変更

平成16年4月1日一部変更

平成17年7月10日一部変更

平成25年4月1日改定

(総 則)

第1条 鳥取県医学検査学会（以下「学会」という。）は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会（以下「会」という。）が組織運営規程に基づき開催するものであり、その運営はこの規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 この学会は、鳥取県医学検査学会と称する。

(目 的)

第3条 学会は、定款第3条の目的を達成するために会員が学術研究成果の発表、討論及び学術情報の交換の場として設置する。

(学会の開催)

第4条 学会は原則として毎年1回開催する。

(主催及び実行)

第5条 学会は、この会が主催する。

2 学会は、東部、中部、西部の県内3地区で開催することができる。

(企画・運営)

第6条 学会の企画・運営の大綱は、学術担当者会議で行い、理事会の承認を得るものとする。

2 学術担当者会議の構成は、検査研究部門運営細則による。

3 学会責任者は、学術担当者会議の委員の中から互選する。

4 学会責任者は、部門員の中から副責任者又は実務委員を指名することができる。

5 学術担当者会議は、次の事項を協議し理事会に答申しなければならない。

1) 学会の方向性

2) 学会企画の大綱

3) 学会運営の大綱

4) 特に理事会から諮問された事項

5) その他学会に関すること

第7条 学会責任者は、学術担当者会議及びこの会の決定に基づいて、学会の運営に当たらなくてはならない。

2 学会責任者が決定する事項は、おおむね次のとおりである。

1) 一般演題発表形式の決定及び採否

2) 座長の決定

3) その他必要事項

(学会発表形式)

第8条 学会発表形式は、次のとおりとする。

1) 口演

2) 示説（ポスター）

3) 誌上

第9条 学会責任者は、学会開催の3ヶ月前に学会の告示をしなければならない。

- 2 告示の方法は、会誌などをもって行う。
- 3 告示の内容は、次の事項を明示しなければならない。
 - 1) 学会期日、学会開催地区、学会会場及び学会責任者
 - 2) 演題申込受付期間
 - 3) 抄録受付期間
 - 4) その他必要事項

(発表者の資格)

第10条 一般演題発表者は、原則としてこの会の会員及び臨床検査技師養成校の学生とする。

- 2 会員外の共同研究発表者及び学会入場者は、理事会で特に認めたものを除き、理事会で決めた事項を遵守して学会に参加する事ができる。

(予算・決算)

第11条 学会責任者は、学会開催3ヶ月前までに、事業計画書及び学会予算を編成し、この会に提出しなければならない。

第12条 学会責任者は、学会終了後10日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、この会に提出しなければならない。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

生涯教育研修実施要項

平成25年4月1日制定

平成26年5月18日改定

平成29年10月15日改定

【目的】

- 1 臨床検査法の進歩と臨床検査業務の多様化に対応するために、自らが生涯学習を行い資質の向上に努めることを組織的に援助する。
- 2 生涯教育の必要性と自発的参加を啓発する。
- 3 この実施要項は、県技師会及び県検査部門主催の研修会、講演会及び県学会等を対象とする。

【研修会】

1 参加履修点数（参考資料）

研修方法			履修登録	技師会 主催・共催		関連学会・団体	自己申告 様式	
				教科	点数		技師会	関連学会団体
会場 研修	学会	1 日	主催技師会が登録	専門	20	10	様式1-1	様式1-2
		2 日			30			
		3 日			40			
		4 日以上			50			
		座長			10追加	なし		
		司会者			20追加	なし		
		筆頭発表 講師			10追加	なし		
		共同発表						
	研講 修習 会 ・等	1 日		基礎 ／ 専門	20	10		
		2 日			30			
		3 日			40			
		4 日以上			50			
		座長			10追加	なし		
		司会者 講師			20追加			
総 会	基礎	30						
自宅 研修	抄 読	自己申告	基礎 ／ 専門	30		様式1-3		
	レ ポ ー ト 提 出			40	10			
	投 稿 誌 上 発 表			20				
	筆 頭 執 筆 者							
	連 名 執 筆 者							
	図 書 出 版 者			40				
執 筆 者 分 担 執 筆 者、 編 者								

※日臨技会誌「医学検査」に掲載された場合は自己申告不要

2 研修会参加費

- 1) 会員は研修会、講演会及び県学会では、参加費を徴収しない。ただし、諸事情により参加費徴収が必要となった場合はこの限りではない。
- 2) 参加費を徴収する場合は、会員（他県会員、賛助会員含）は 500 円。臨床検査技師の非会員は 5000 円、非会員の学生及び関連団体の参加者は徴収しない。会員登録申請中の者は会員同様とする。但し実習を伴う場合には実費を徴収することができる。
- 3) 会員外及び県外の講師からは参加費を徴収しない。
- 4) 他団体との共催研修会・講演会は共催団体と協議して決める。
- 5) 健康展、総会時の講演会は参加費を徴収しない。

3 講師（講演）料及び旅費

- 1) 県学会の一般演者、シンポジスト及び座長には、他学会と同様に講演料は支払わない。ただし、特別講演を依頼する場合には講演料及び交通費（旅費規程）を支払うことができる。
- 2) 研修会補助金制度で伝達講習を行う講師には講演料は支払わないが、交通費（旅費規程）は支払うこ

とができる。

- 3) 部門研修会で講演及び実技指導する技師には、講演料及び交通費（旅費規程）を支払うことができる。
- 4) 講演会等で特に座長（司会）を依頼する場合には、交通費（旅費規程）を支払うことができる。講演料は日臨技に準ずる（これを上限とする）。

	研修会時間数		
	30～60分	61分～90分	91分以上
県会員 (資料代として)	30分以内の短いものであれば2,000円		
	3,000円	5,000円	10,000円
県外技師・助教助手級	20,000円		
講師級	30,000円		
准教授級	40,000円		
教授級	50,000円		

他職種技師(士)長は20,000円とする。

附 則

この実施要項は、平成25年4月1日から施行する。